

令和 8 年度 越谷市潜在保育士就職奨励補助金交付実施要項

市内の保育士等の確保及び定着の促進を図るため、市内保育所等に新たに就職し、継続して勤務する潜在保育士に対し、予算の範囲内において越谷市潜在保育士就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付します。

1 申請受付期間

令和 8 年(2026年) 9 月 1 日（火）から 9 月 3 0 日（水）まで

※申請受付状況によって申請受付期間を延長する場合があります。

2 潜在保育士

潜在保育士とは、保育士登録を受けた日から起算して 1 年を超えている方で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 保育所等において勤務経験がない方で、保育士又は保育教諭として保育所等（認可外保育施設を除く）に雇用された方
- ② 保育施設等（認可外保育施設を含む）において勤務経験のある方で、当該施設を直近で退職した日から 1 年経過しており、再度保育士又は保育教諭として保育所等に雇用された方

3 交付対象

潜在保育士のうち、次の各号のいずれにも該当する方とします。

- ① 申請日時点において、保育所等に保育士又は保育教諭として月 8 0 時間以上勤務する方
- ② 交付申請した年度の 3 月末日まで同一法人の市内保育所等で継続勤務する方
- ③ 令和 8 年 4 月 1 日以降に雇用された方

※埼玉県が実施する潜在保育士の保育士復帰を支援することを目的とした貸付や補助金との併用はできません。

4 奨励金の額

	1年間の交付額	交付期間	最大交付額
常勤※ ¹ 保育士	20万円	※ ³ 3年	60万円
非常勤※ ² 保育士	10万円		30万円

※1 常勤：① 採用された保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者

② ①以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

※2 非常勤：月80時間以上かつ常勤の規定に該当しない者

※3 交付の決定を受けた者は、翌年度以降（交付期間3年）も奨励金が交付されますが年度ごとに申請が必要です。雇用されてから2年目及び3年目に交付申請を行う対象者は、前年度に交付を受けた者が対象です。

※4 年度途中で雇用された場合、就職月の1日を起点に月数に応じて按分します。4年間申請することで、4月から雇用された方と同様に最大60万円交付されます。

例：5月に就職した場合（常勤）

【1年目】 $11 \div 12 \times 200,000 \div 183,300$ 円

【2年目】20万円 【3年目】20万円

【4年目】 $1 \div 12 \times 200,000 \div 16,700$ 円

5 申請方法

申請書に必要書類を添付のうえ、保育支援課に提出（窓口又は郵送）してください。

【提出書類】

- ① 越谷市潜在保育士就職奨励金交付申請書（第1号様式）
- ② 勤務証明書
- ③ 保育士証の写し
- ④ 履歴書
- ⑤ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し

6 交付決定

申請内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、越谷市潜在保育士就職奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知します。

※ 申請者多数の場合は抽選を行います。

7 交付の条件

就職日から交付決定を受けた年度の3月末日まで、以下の要件を満たすことが条件です。

- ・ 同一法人の市内保育所等に継続勤務すること

8 実績報告書の提出

令和9年(2027年)4月9日(金)までに実績報告書に必要書類を添付のうえ、保育支援課に提出（窓口又は郵送）してください。

【提出書類】

- ① 越谷市潜在保育士就職奨励金実績報告書（第8号様式）
- ② 交付申請した年度の3月末日まで勤務することを証明する書類（在職証明書など）

9 問合せ先・提出先

越谷市こども家庭部保育支援課（越谷市役所第二庁舎2階）

（住 所）〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

（電 話）048-967-5234

（メール）hoikushien@city.koshigaya.lg.jp